

平成 27 年度第 1 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

1 日時 平成27年4月30日（木）午後7時00分～午後8時20分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

松本会長、大野副会長、江本委員、金子委員、齊藤委員、榊委員、真如委員、鈴木委員、本多委員

(2) 説明員

健康課：江沢課長、金子主任、行政経営担当：灘家課長、村上係長、市民課：橋本課長、情報推進課：布施課長

(3) 事務局

企画部：早川部長、企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、桑田主事、林主事

4 傍聴者 0名

5 議題

(1) 諮問第51号 「個人情報の目的外の利用について」

(2) 諮問第52号 「社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について」

(3) 昭島市情報公開条例の一部改正について（報告）

6 議事要旨

会 長 まず、諮問第51号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 予防接種法の関係法令が昨年10月1日に改正され、高齢者を対象とする、定期予防接種として、新たに、高齢者肺炎球菌感染症予防接種が行われることとなった。その対象者は65歳の者のほか、一定の身体障害を有する60歳以上65歳未満のものとなっている。保健福祉部健康課では、すべての対象者にもれなく案内証、受診票を送付することで市民の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図るため、これらの者の個人情報をあらかじめ把握し、利用したいと考えている。このことが、条例第13条第1項により、禁止されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき、意見を求めるものである。目的外利用に係る、個人情報の内容及び利用の時期は、個人情報の内容としては、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害で身体障害者等級1級を有する60歳以上65歳未満の者の住所、氏名、生年月日の情報を目的外利用として考えている。利用の時期は平成27年5月上旬、来年以降は毎年3月と考えている。また今後においても高齢者を対象と

する定期予防接種に新たに対象疾病が追加されることが見込まれるので、対象者に今回と同じく一定の身体障害を有する者を含む場合には、やはり同様の扱いとしたいと考えている。このことも併せて意見を求める。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 今回の利用の対象者は何名ほどいるのか。利用形態はどのように考えているか。

説明員 昨年の対象者は56人であった。実際の接種者はその中の16人。昨年は秋から限られた期間での接種だったので、27年度はもう少し伸びるものとする。利用形態は受診票と接種票を送り、結果票については送らない。

委 員 今後とも対象疾病が追加されることが見込まれるので同様の取扱いとしたいのでそのことについても意見を求めるということだが、これは条例の第13条第2項第6号に基づく意見ということなのか、あらかじめ包括的に意見を求めるということができるという解釈のうえで求めているとのことなのか。

事務局 以前にも、全く別な事例ではあるが、包括的な意味合いで将来事項について諮問したケースがあり、了承いただいたので、今回も同様にこのような形で諮問をした。

委 員 一定の身体障害を有する場合を含む場合にはとあるがこれは諮問事項の（1）の年齢要件、障害要件、この2つに一致する場合との解釈でよいか。

説明員 その通りである。

会 長 明確な反対意見等がないと考えるので今後、新たなワクチンが増えた場合に同様の取扱いにすることも含めて、この諮問第51号を承認ということによろしいか。

（「はい」の声あり）

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

会 長 続いて諮問第52号について審議する。諮問について説明を求める。

事務局 社会保障番号制度いわゆるマイナンバー制度が本年10月5日からスタートすることになった。マイナンバー制度では国民一人一人に個人番号が付され、複数の機関で保有している個人情報が同一人のものであるということを確認できるようになる。そのことによって事務の効率化や国民の利便性の向上が図られるが、その一方で情報漏えいや個人番号の不正利用といったプライバシー侵害の危険性が大きく、より一層厳格な個人情報保護の為の措置が必要となる。その為、制度面での保護措置の一つとして導入された仕組みが特定個人情報保護評価になる。特定個人情報ファイルを取り扱う業務等の取扱いに伴う情報漏えい等のリスクを分析してそのリスクを軽減する為の適切な措置を自ら事前に評価するものである。その方法は国が定める基準により事務の対象人数とプライバシーリスクの大きさに応じて3段階に設定されており評価のレベルが上がるほどその内容や手続きが厳格なものになっている。本市の場合、国基準による今回示した、住民基本台帳事務を含めた3つの事務について真ん中のレベルになるが、重点項目評価を行い、その他の事務については最も低いレベルの基礎項目評価を行うことになる。それぞれより上位の評価を任意で行うことも可能とされているが、国基準が一定の効率性を有すると考えられること、他の自治体の動向等も勘案し、本市が行う特定個人情報保護評価は国が定める基準に従って行うことが適当と考える。このことが、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条に規定する個人情報保護制度に関する重要事項にあたることから本審議

会に意見を求めるものである。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 システムの事で既存とあるが、現在使っているのは既存の住基システムであって、今度新規に使う住基ネット、統合宛名システム、中間サーバーとかが新規という考えでよいか。

説明員 現在システム化されているシステムでは既存の住民基本台帳システム、住基ネット、こちらの方が既存である。宛名システムは昭島市市内だけの税、福祉、こういった業務を連結させる為の昭島市市内だけの宛名システムというのが既存である。番号制度導入に基づき、国が統一で番号をふるので各団体内で新規で別途、番号制度に対応する宛名システムを導入するという事である。

委 員 マイナンバー法の中では、オンライン接続はどんどん可能にしていくわけだが、条例はむしろオンライン接続禁止となっており、審議会の意見を聞いてという方法だったと思うが、マイナンバー法の傾向を見ながら条例においてもオンライン化は原則禁止という事ではなく接続はできるというように変えていくのか。

事務局 本市の場合は接続自体が禁止という規定がなく、オンラインで外部に提供することが原則禁止という規定になっている。ただ、マイナンバー制度ではオンラインで情報をやりとりすることがメインの形態となり、これについて禁止事項がそのまま適用されると運用ができないので、条例上禁止を解除することが考えられる。その他、一般的な番号制度以外の部分についてのオンラインの提供については従来通り原則禁止ということでオンラインで提供するときは審議会に意見を聞くということを考えている。

委 員 特定個人情報と個人情報を分けて規定するということになるのか。

事務局 そのような形になると考える。

委 員 マイナンバー制度は名前は聞いたことがあるが、詳細については知らない市民が多数である。広報等を通じた分かり易い周知をお願いしたい。

説明員 制度の概要等については市公式ホームページをはじめ、市の広報でも特集号を組むなど、市民の皆さんへの分かり易い周知を図っていく。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ本件については特定個人情報保護評価が的確な内容でなされていると考える。よって了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

会 長 次に昭島市情報公開条例の一部改正についての報告を求める。

事務局 今回の条例改正は、独立行政法人通則法の改正が本年4月1日施行で行われたことにより、本条例の中で用いている用語の定義を整理する必要が生じたことから、平成27年3月の市議会定例会に提案し可決を得たものである。本市の情報公開制度では、個人情報が記録された公文書は条例第9条第2号に基づき、開示しないことができるとされているが、公務員等の職に関する情報については、同号イの規定により個人情報からは除かれている。この公務員等の定義の中にある特定独立行政法人について独立行政法人制度の見直しにより独立行政法人がそれぞれ業務の特性を踏まえ分類され、特定独立行政法人については行政執行法人に移行したことから規定の整備を行い改正法と同じく本年の4月1日から施行したものである。

会 長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。